

平成 21 年度第 2 回 千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成 22 年 2 月 18 日（木）午後 2 時 30 分から 5 時

2 場 所 千葉県庁本庁舎 1 階 多目的ホール

3 出席者の氏名

(1) 委員

多賀谷一照会長、伊藤さやか委員、井上隆行委員、大田恭子委員、桑波田和子委員、佐藤晴邦委員、澤田成雄委員、菅野泰委員、萩原博委員、橋本安弘委員、藤井公雄委員、柳瀬雄太委員（委員：五十音順）

(2) 事務局

和田正夫政策法務課長、齋藤嘉明室長（情報公開・個人情報センター）、櫻井博幸政策法務課副課長、情報公開・個人情報センター職員

4 会議に付した事案の件名

- (1) 苦情処理等の報告について
- (2) 苦情処理調査部会のあり方について
- (3) 平成20年度情報公開制度の運用状況について
- (4) 文書の特定が困難な開示請求についての今後の対応について
- (5) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

5 議事の概要

事務局（正木） 本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。奥住委員、平野委員、保坂委員からは欠席の御連絡をいただいておりますが、ただ今の出席委員は半数を超えており、定足数に達しております。

それでは定刻でございますので、ただ今から平成 21 年度第 2 回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。なお、この会議は公開で行われており、傍聴要領の定めによりまして、本日は傍聴者の方が入室されております。また、この会議は議事録を作成することとなっておりますので、録音テープをとらせていただいております。作成された議事録は、御発言された方の氏名も含めて、千葉県のホームページに掲載し、公表することとしております。

議事に入る前に、本日お手元にお配りしてあります資料について御確認をお願いいたします。お配りしてあります資料は、会議次第、委員名簿、座席表、平成 21 年度第 2 回千葉県情報公開推進会議会議資料でございます。その他冊子としまして、平成 20 年度情報公開制度・個人情報保護制度年次報告書がございます。傍聴者の方にお配りして

あります資料のうち、資料4の意見書につきましては、発信者名及び文書中の個人名をマスキングしてございます。また、年次報告書については、傍聴者の方には、議事になりましたら事務局から貸出しというかたちにさせていただきますので、終了後はお返しいただきたいと思っております。資料の確認はよろしいでしょうか。

それでは、議事の進行につきまして、多賀谷会長よろしくお願いたします。

多賀谷会長

それでは議事に入りますが、その前に、本日の議事録署名人を指名したいと思います。議事録署名は、井上委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

本日は、2件の議題と3件の報告案件を予定しております。まずは議題1「苦情処理等の報告について」です。それではこれにつきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局（齋藤）

それでは、資料の1をご覧いただきたいと思っております。この資料は2ページから5ページまでの平成21年度苦情申出一覧表と、そのあと6ページから21ページまでの処理結果通知書、実施機関に対する是正等の意見の通知書で構成されております。

これまでに苦情処理調査部会で御検討いただきました苦情1から4までについて、苦情の概要と処理結果について御説明をさせていただきます。その後、現在調査委員の御指名をいただき調査中でございます苦情の5から9について、概要を説明させていただきます。

資料2ページの平成21年度1番の苦情でございます。申出人はAさんで、申出日は平成21年5月9日でございます。実施機関は教育委員会、担当は指導課でございます。苦情の内容を読まさせていただきます。

主権者県民が決裁済みの情報を開示請求したところ、教育委員会委員長は、決裁のために作成した起案文書の開示を行った。このような行為は他者の請求にも見られることであり、主権者県民の請求行為を愚弄するものであるというものです。

ここで若干補足をさせていただきます。申出人は、指導課長が各県立高等学校長あてに送付した「平成19年度生徒の退学及び原級留置者数等に関する調査及び平成19年度高等学校における長期欠席の状況等の調査結果について（送付）」という文書について、その起案文書、ここでは文書については配布した現物という表現がされておしま

すが、それとその起案文書も含めて、平成 21 年 3 月 19 日付けで行政文書の開示請求をされました。

これに対しまして実施機関は、県立高等学校長あてに送付した文書の写しを保存していなかったため、起案文書のみを特定し、平成 21 年 4 月 8 日付けで開示決定しました。この文書の特定の仕方と開示決定に対して、申出人は、自分が請求したものと違うものを開示したということで、苦情の申出をされたというのが、本件苦情に至る大まかな経緯でございます。

苦情 1 につきましては、井上委員、大田委員に、苦情申出人及び実施機関に対して調査を実施していただきました。平成 22 年 1 月 21 日に開催しました苦情処理調査部会で検討した結果、2 月 4 日付けで、申出人への処理結果通知書と実施機関に対する是正等の意見を通知したところでございます。

次に、処理結果の内容について御説明いたします。本件は、実施機関の対象文書の特定に係る事務処理は適切だったのかという点、及び実施機関が発出した文書の写しを保存していないのは文書管理上問題がなかったのかという点が論点となりました。処理結果欄の(1)でございます。

本件請求書を見分したところ、開示請求する行政文書の件名又は内容欄には、本件施行文書の件名に加えて、「(教育庁保有分、起案書含む配布した現物)」と記載されており、本件施行文書及びその起案文書が本件請求の対象であるといった申出人の主張は是認できるものである。一方、本件請求書に記載された内容から、本件請求に係る行政文書を本件施行文書の起案文書のみであると解することはできないという判断でございます。

実施機関は、請求内容をすべて満たす行政文書として起案文書のみを特定するのであれば、開示決定等を行う前に、申出人にその旨を説明し開示請求の内容を確認すべきであり、申出人に説明も確認もせずに本件施行文書を特定しなかった実施機関の事務処理は不適切であったと言わざるを得ない。したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知したというものです。

是正の意見につきましては、資料の 12 ページをお開きください。「3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見」のところを読みます。

本件請求書に記載された内容から、本件請求に係る行政文書は本件
施行文書及び本件起案文書であると解するのが相当である。実施機関
は請求内容をすべて満たす行政文書として、本件起案文書のみを特定
するのであれば、開示決定等を行う前に、申出人にその旨を説明し開
示請求の内容を確認すべきであり、申出人に説明も確認もせずに、本
件施行文書を本件請求に係る行政文書として特定しなかった実施機
関の事務処理は不適切であったと言わざるを得ない。実施機関は開示
請求に係る行政文書の特定に当たっては、必要に応じて請求者に開示
請求の内容を確認するなどして、条例に則った適切な事務処理をする
のが相当であるというものでございます。

次に、戻っていただきまして、2 ページの処理結果の (2) のところ
です。行政文書の管理についてですが、これにつきましては、処理結
果通知書で説明させていただきます。資料の 7 ページをご覧ください
と思います。よろしいでしょうか。資料 7 ページ中ほどの (3)
の欄ですが、そのうちのイから読まさせていただきます。

申出人は、苦情の趣旨等の聴取において、本件施行文書を発出した
教育庁教育振興部指導課は、各県立高等学校からの問合せに答えるた
めに当該文書の写しを保有しているはずである旨の主張をしている。
また、申出人は、実施機関が起案文書を開示するようになったのは 2、
3 年前からで、それまでは現物、施行文書ですね、を開示していた旨
の主張をしている。

ウとしまして、部会としては、上記イの申出人の主張を、実施機関
において本件施行文書の写しを保有していないことを問題視してい
るものと解し、実施機関が本件施行文書の写しを保有していないこと
が、行政文書の管理上問題があるのか否か、以下検証する。

エとしまして、実施機関からの調査回答書によれば、起案文書は千
葉県教育庁等文書規程の別記第 12 号様式の起案用紙、施行文の案、
参考資料などから構成されており、起案した文書は決裁が終わった後、
文書規程第 39 条の規定により、起案者が浄書と照合した上で施行す
るので、決裁文書と施行した文書は同じ内容になるとのことである。
また、施行した文書の写しの保存に関する特段の定めはなく、個々の
業務の必要に応じて写しを保存しているとのことであり、写しを保存
している場合には、その写しを特定して開示することが可能であるとの
ことである。

オとしまして、部会で文書規程を見分したが、本件施行文書のように書面で決裁をした文書については、施行した文書の写しの保存に関する特段の定めは認められなかった。また、文書規程に基づき浄書及び照合を行っているので、決裁文書と施行した文書は同じ内容であるという実施機関の説明も合理的であり是認できる。したがって、実施機関が施行した文書の写しを保有していないことをもって、実施機関の行政文書の管理に問題があると判断することはできないというものです。

苦情の 1 については以上ですが、本件との関連で、施行文書の保存の取扱いについて規定がないことから、規定を整備することについて推進会議の意見を聴くべきとの部会の御意見が出されました。そこで苦情の説明が終了後、このことについては御検討をいただくことになっております。以上が苦情の 1 です。

続きまして、苦情の 2 につきまして説明をさせていただきます。資料は、また 2 ページの一覧表に戻りまして、平成 21 年の苦情の 2 のところになります。申出人、それから苦情申出日、実施機関、調査委員、調査の状況等は、苦情の 1 と同じでございます。

まず苦情の内容ですが、開示と称し個人情報情報を漏えいした事実。教育委員会委員長は、千葉県情報公開推進会議より、その不当な開示事務に対し指摘（意見）をされたにもかかわらず、これをあざ笑うかのように相変わらず不当な開示事務を行っている。教育庁指導課〇〇〇〇は、個人情報情報が記載された情報を平然と公にした。かかる行為は厳正に処断しなければ、多くの主権者県民の権利を侵害することになるとの主張をされています。

補足しますと、本事案は、実施機関が行政文書の開示を写しの交付により行った際、苦情 1 に係る文書ですけれども、開示文書とともに本件文書の写しを交付したこと、本件文書というのはこの苦情になっている文書ですが、その写しを交付したことに對する苦情であると思われま。この本件文書というのは、開示請求がされた場合には総合窓口で受け付けますけれども、その開示請求書がかがみ文を付けてセンターから担当課長に送付した場合の、そのかがみ文です。ここでいう本件文書とは、「行政文書開示請求について（送付）」という件名の文書で、総合窓口、情報公開・個人情報センターで受け付けた開示請求書を、担当課である指導課に送付したものというものでございます。

処理結果について説明させていただきます。本件文書には、開示請求者である申出人の氏名及び住所が記載されており、これらの情報は実施機関の担当課が職務上保有する個人情報である。実施機関においては、千葉県個人情報保護条例に基づき、職務上保有する個人情報の適切な管理が求められている。そうすると、担当課の職員が誤って本件文書を複写し、そのことに気付かないまま本件文書の写しを執務室外に持ち出したことは、行政文書開示請求の事務に係る個人情報の取扱いとして不適切であったと言わざるを得ない。したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知したというものでございます。

是正の意見につきましては、資料の 16 ページをご覧くださいと思います。一番下の「3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見」というところです。本件担当課の職員が誤って本件文書を複写し、そのことに気付かないまま、本件文書の写しを執務室外に持ち出したことは、行政文書開示請求の事務に係る個人情報の取扱いとして不適切であったと言わざるを得ない。実施機関においては、具体的な再発防止策を検討するなどし、情報公開に係る事務の適正な処理に努められたいというものです。本件につきましては、部会からの指導事項は特にございませぬ。

続きまして、苦情の 3 の説明をさせていただきます。資料の 3 ページになります。本件は申出人は B さんです。申出日は平成 21 年 8 月 12 日です。実施機関は知事で政策法務課、情報公開の総合窓口である当センターに対する苦情でございます。

苦情の内容ですが、一つは、情報公開コーナーに検索資料等が置かれていなかった。分かりやすい検索資料等を備え付けてください。分かりやすく利用しやすい検索資料等がないと、開示請求する際に大変に不便ですというものです。もう一つは、情報公開コーナーにおいて、利用者のプライバシーが確保されていなかった。利用者のプライバシーを十分に確保してください。私が調査活動をしているところを、他の利用者にもあまり見られたくありませんというものです。

本件につきましては、伊藤委員、桑波田委員に苦情申出人と実施機関の両者に対し調査を実施していただき、平成 22 年 2 月 2 日付けで、申出人と実施機関に対し処理結果を通知いたしました。

苦情 3 の処理結果については、処理結果通知書で説明させていただきます。

きたいと思います。資料の 17 ページをご覧ください。3 の処理結果です。

(1) 情報公開コーナーに検索資料等が置かれていなかったという苦情につきまして、本事案は、情報公開窓口の総合窓口に備えるべき行政文書を検索するための資料等に係る苦情であると認められる。

ここで少し補足させていただきます。情報公開条例第 30 条で、「実施機関は開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする」と定めておきまして、本苦情は、条例で規定されている行政文書の特定に資する情報の提供が不十分であるといった趣旨であると思われまます。

処理結果通知の A でございますが、千葉県ホームページに掲載されている資料「行政文書目録」では、行政文書を検索するための資料としては不足であり、こうした検索資料の不備が不要な開示請求を招く結果となったのではないかと主張されていることについて。

(ア) 当職において、県ホームページに掲載されている検索資料を見分したところ、申出人が主張するとおり、行政文書を検索するための資料としては不足であると思料されるため、より充実した検索資料の提供が可能か、実施機関に調査を行った。

(イ) この点について実施機関から、窓口来訪者等は開示請求制度に不慣れな場合が多く、口頭による案内及び説明を行うことにより、円滑な情報公開制度の運用を図ってきたが、今後は、口頭による案内及び説明の充実を図るとともに、「行政文書目録」及び所属ごとの行政文書の第一分類、第二分類、第三分類、担当室、担当班、そして行政文書名を記載した「ファイル管理表」、これについては平成 19 年度の上半期以前に起案等された行政文書については「行政文書分類表」とされており、それを閲覧可能なパソコンを窓口に備え置きまして、開示請求者等の一層の利便を図ることとしたと回答がありました。

(ウ) これまで実施機関は、行政文書の検索を含め、窓口来訪者への口頭による案内及び説明により円滑な情報公開制度の運用を図ってきたとのことである。このことは、開示請求制度等に不慣れな窓口来訪者に対しては、極めて適切な対応であると思料されるものの、必ず

しも口頭による案内等を望む開示請求者等ばかりではないということ
を鑑みると、窓口担当者を介さずとも行政文書の検索を適切に行い
うる資料の提供も、また極めて重要である。

苦情の申出時に県ホームページに掲載されていた検索資料「行政文
書目録」では、検索に資する資料として不足であったと思料されるも
のであるが、実施機関において、県ホームページに掲載されている「行
政文書目録」及び所属ごとの行政文書の第一分類、第二分類及び第三
分類を記載した「ファイル管理表」等が閲覧可能なパソコンを設置す
る等、実施機関の事務に改善が認められたものである。

イ、検索した行政文書が本当に自分の望む行政文書か、開示請求前
に知ることができれば、不要な請求をしなくて済むと主張することに
ついて。

(ア) 開示請求者等が検索した行政文書の内容について、開示請求前
に情報の提供が可能であるか、実施機関に調査を行った。

(イ) この点について実施機関から、必要に応じて担当課の職員が文
書の内容を説明すること等により対応してきたところ、現行の総合文
書管理システムにおいては行政文書の要旨に関するデータを登録す
ることはできず、登録可能とするためにはシステムの抜本的変更が必
要となることから、他の方法による利便性向上の可能性を含め、総合
文書管理システムの更新に向けて検討してまいりたい旨の回答があ
った。

(ウ) 検索した行政文書が本当に自分の望む行政文書か、開示請求前
に知ることができれば、不要な請求をしなくて済むとの申出人の主張
は理解できるものであるが、必要に応じて担当課の職員が文書の内容
を説明すること等により対応してきたとする実施機関の事務処理に、
特段不適切な点を認めることはできない。

ウ、ある事業の進捗について、その事業に関する行政文書の作成及
び収受の状況を随時知ることができれば、当該事業の進捗状況を知る
ことができると主張することについて。

(ア) 県ホームページに掲載される行政文書目録の更新作業の迅速化
及び複数回化が可能か調査を行った。

(イ) この点について実施機関から、今後更新作業の迅速化を図って
ゆくとともに、年度内の複数回の更新についても努力してまいりたい
旨の回答があった。

(ウ) 行政文書目録を日々更新することができれば、行政文書の作成及び收受の状況から、県民は事業の進捗状況を知り得るとの申出人の主張は理解できるものであるが、実施機関においては、今後更新作業の迅速化を図るとともに、年度内の複数回の更新についても努力することであり、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。以上が、一つ目の苦情に対する処理結果の説明でございます。

次に、情報公開コーナーにおいて利用者のプライバシーが確保されていなかったという苦情についての処理結果を説明します。19 ページの(2)でございます。

ア、情報公開窓口におけるプライバシー確保に関する措置について、調査を行った。

イ、この点について実施機関から、角度によっては、開示請求者等が着席した位置から、他の席で開示等を受けている方が見えることがあること及びそれぞれの席の会話が漏れ聞こえることがあることから、開示事務に係る運用を下記のとおり工夫している旨、回答がありました。

(ア) 複数組の開示が同時に実施されないよう日程を調整する。

(イ) 複数組の方が来庁された場合は、できるだけ離れて座るよう案内する。

(ウ) テーブル席に座った方の位置に合わせ、衝立を移動することにより、座った方がカウンター席から見えないよう配慮する。

(エ) 1名あるいは一組の開示請求者に対し続けて複数の実施機関(担当課所)が開示を行う場合は、実施機関(担当課所)ごとに実施し、他の実施機関(担当課所)に内容等が伝わらないように調整をする。相対するときには、一組の説明者だけがそこに座るといことです。

ウとしまして、当職において窓口を検分したところ、私どもの窓口でございますが、申出人の主張するとおり、開示請求者等のプライバシー確保に関する措置に万全が尽くされているとは言い難い状況にあることは事実である。一方、実施機関においては、複数組の開示が同時に実施されないよう日程調整を行う、あるいは、1名の開示請求者に続けて複数の担当課所が開示を行う際は、担当課所ごとに開示を実施し、他の担当課所に開示請求内容等が伝わることをないよう調整する等、開示事務に係る運用を工夫することにより、限られたスパー

スで最大限開示請求者等のプライバシーの確保を図るべく努力していることが認められる。

よって、実施機関の事務処理に特段不適切な点を認めることまではできないが、開示請求者等のプライバシーが確保されるよう、より適切な措置が講じられるよう望むものであるというものです。

苦情 3 については、苦情処理調査部会で、広い意味では苦情であるが、むしろ情報公開条例第 27 条の 2 第 2 項の「情報公開制度の運営の改善に関する意見」に当たるのではないかという御意見でございました。

次に、苦情の 4 について御説明をさせていただきます。3 ページにお戻りいただきたいと思えます。申出人は C さん。申出日は平成 21 年 10 月 20 日です。実施機関は教育委員会で指導課です。

苦情の内容ですが、本来、海外帰国子女の特別入学者選抜における入学許可候補者予定人員は、ホームページなどを通じて県内の受験生及び保護者に広く周知されるべき基本情報と考えるが、千葉県では非公開となっている。予定人員は、受験生が志望校を検討する上でなくてはならない情報の一つである。県として募集を行う以上、県民に予定人員を周知する責任がある。今後は、各高校の募集人員の発表と同時に、海外帰国子女の特別入学者選抜における入学許可候補者の予定人員についても公表していただきたいというものです。

苦情 4 につきましては、菅野委員、澤田委員に苦情申出人と実施機関に対して調査を実施していただき、去る 2 月 1 日付けで、申出人と実施機関に処理結果を通知しているところでございます。

処理結果の内容ですが、実施機関は、帰国子女の入学許可候補者予定人員については、その在籍する中学校等から受験生に周知している。また、帰国子女の入学許可候補者予定人員は、いわゆる募集定員ではなく、あくまで特色ある入学者選抜の選抜枠の一部で、その数を保証するものではなく、受験生が誤解を生じないために、ホームページへの掲載は行っていないと説明する。

しかし、帰国子女の在籍する中学校等から、受験生に周知していることなどの事実を踏まえると、受験生が誤解を生じるおそれがあるとする実施機関の主張には合理的理由がなく、説得力に欠けると言わざるを得ない。

帰国子女の入学許可候補者募集人員を、近隣都県ではホームページ

で公表していること、受験生が誤解を生じるおそれがあるとする実施機関の主張には合理的理由がないことなどを考えれば、実施機関においては、近隣都県の例や申出人の意見などを参考にして、より積極的な入試情報の提供に努めるべきものと考えられるというものです。

なお、本件苦情の調査の過程で、申出人から、実施機関の入試情報の提供のあり方も含めて、千葉県の高検入試制度に関する意見等がございました。その内容を、処理結果通知書を実施機関に施行する際、伝えるべきとの御意見がありましたので、6項目になると思いますが、これを読み聞かせ、その記載されたメモを渡すと同時に、処理結果通知書を渡してございます。

その内容ですが、これは苦情申出人の考え方ということでございますので、その概略を申し上げたいと思います。

1 点目としては、これは苦情というよりも、千葉県が他県より良い点は、一般入試の募集定員が8月に発表されること。他県では10月から11月である。

それから、千葉県では入学者選抜の制度が変わる予定であるけれども、情報の提供が遅い。

それから内申書ですが、この評価について疑念があるということです。

4 点目として、他県のホームページでは全校の情報が閲覧できるが、千葉県では各高校のホームページに飛ばないと閲覧できない。しかも高校ごとのホームページの掲載が異なるため見にくい。

5 点目としては、東京、埼玉、神奈川は事前に各自の内申点が通知されるが、千葉県ではそれが知らされていないということです。

6 点目として、入試に向けての進路希望調査を年1、2回行っているが、結果の公表は、千葉県では2月分の新聞掲載のみで、他の県ではホームページで公表している。これもホームページで公表していただきたいというものです。

以上の6項目について御報告しておきます。

次に、苦情5から9について御説明をさせていただきます。

まず4ページ、苦情の5から7でございますが、これは申出人はいずれもDさんです。申出日は平成21年12月25日です。実施機関は知事で、5番が千葉地域整備センター、6番、7番が葛南地域整備センターです。

苦情の内容ですが、苦情 5、6 は、開示請求をしてから 30 日以内に実施機関から何の連絡もないというものです。苦情 7 につきましては、行政文書の特定漏れ等を主張しているものと思われませんが、詳細は調査中です。なお、調査委員は井上委員と橋本委員にお願いしております。

次に苦情の 8 ですが、申出人は E さんです。申出日は平成 22 年 1 月 20 日で、実施機関は知事で安房地域整備センターでございます。部分開示決定に対する異議申立てに関して、情報公開審査会から答申されたにもかかわらず、実施機関において決定していないことへの苦情と思われます。本件については、伊藤委員、藤井委員に調査をお願いしております。

最後に苦情の 9 でございますが、申出人は F さんです。申出日は 1 月 23 日。実施機関は知事で政策法務課です。情報公開窓口における案内の段階での職員の対応についての苦情と思われますが、詳細については調査中です。調査委員は菅野委員と柳瀬委員にお願いしております。

以上で、議題 1 の「苦情処理等の報告について」の事務局からの説明を終わります。

多賀谷会長

ありがとうございました。30 分かかりました。長くなって、皆さん全部理解するのは大変だったと思います。今の説明について、部会長から何か補足することはございますか。

菅野委員

今回の 4 件の苦情のうち、3 件が教育委員会に対する苦情ということになっております。説明をいただいた第 1 番目と第 4 番目がかなり大きな問題であろうと。

第 2 番目は、はっきり言って、プライバシーを保護すべきなのにそれをしなかったという、一種のミスみたいなもので済むのだろうと思いますが、1 番目と 4 番目は、それなりに苦情の申出が理由があるというふうに考えて、今説明したような処理を行ったということです。

特に 1 番目については、この後の皆さんの御意見、ここでの議論の問題にもなるんですけども、どこでもそうだと思いますが、文書を作るときはまず頭で考えて起案をします。昔は手書きで起案をしたわけですけど、今はパソコンで作るわけですね。パソコンで作って、それは起案文書で、それをプリントアウトして、それで施行文書というか、正式な文書とする。

通常は、その正式な文書と、起案をしたパソコン内にあるデータ文書と同じであろうというふうには推測できますけれども、文書としては同じものではありませんので、二つの文書がある意味ではできていると。そういう状況が恐らく文書作成上なされているんだろうと。

今回の文書は、教育委員会が校長先生に、各学校の校長に通知した文書だったということで、A4一枚の文書です。こういう文書はよく、恐らく上からいろんな所に通知するときには作られるんだろうと。それを今回の扱いとしては、起案文書を作って更にパソコンからプリントアウトして、それを最終的に正式な文書にして、それを送ってしまった、その正式な文書がなくなっているという状況になっているわけですね。

ただ通知をするという程度の文書だから、別に保存しておく必要はないという前提で、そういう扱いがなされているんですが、もう少し重要な文書になれば、恐らく当然その送った文書の写しが保存されているんだろうと思いますが、今回そういうことがなかったということで、文書管理をどうするかという問題が一つあるだろうと。

同じものだから、更にパソコンの中にデータが入っているわけですから、それで十分だという考えもあるし、そうじゃなくて一つ一つ、300枚送ったら300枚コピーを、送ったものを保管すべきだという議論もあるかもしれない。そういうことをこの後で議論していただきたい。

今回は教育委員会が、申出をされた方が、明らかにその二つの文書を要求しているということが常識的に分かるのに、それを無視されて起案文書だけを送ったと。それで施行文書がないというふうに言われたと。現実に確かに送ってしまえばいいわけですから、そうであれば、普通であれば請求者にこういう状況ですよということで、パソコン内から出すこともできますよということで、それを出してもよかったんだろうなど、単純に考えれば思うんですが、そういうことをされずに、一方的に起案文書を「あなたが請求してる文書です」と言って出して、それで済ませたという、ちょっと教育委員会のやり方というのはおかしいなと思いました。

4番目は、これは入学選抜の問題ですが、特に海外帰国子女の特別入学者選抜という制度があるようですけれども、これについての情報をほかの千葉県の近郊の都道府県は、既にホームページ等で入学者定

員等については公開をしているのに、千葉県だけいまだにしていないということで、その情報を欲しいという人と教育委員会の間でトラブルがあったということで苦情の申出があった。いろいろ理由は言われたが、調査をした方からみるとほとんど理由にならないということで、こういう情報すら教育委員会は情報提供としてオープンにしないというその姿勢は、かなり問題があるというふうに考えて、いずれも教育委員会に対して正式に文書で改善を求めた。こういうことでございます。以上です。

多賀谷会長

はい、ありがとうございます。今回は苦情処理調査部会の委員の方のほかにも、推進会議の委員の方に調査委員として加わっていただきました。すべての方にこれについて御報告いただく時間はないんですが、特に御意見があればこの場で承ります。なお、苦情 1 については、この後またやりますので、それ以外に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは苦情 1 に関しまして、施行文書の写しの保存の現状について、事務局から説明をお願いします。どうぞ。

事務局（齋藤）

それでは施行文書の写しの保存について、現状の説明をさせていただきます。それでは今回の苦情事案の対象となった行政文書をご覧いただきながら、県における施行文書の写しの保存の現状を説明させていただきます。

この起案文書というのが一番前のものです。それから後ろに伺いが付きまして、そして次のページが案ということです。これは各県立高等学校校長様ということで、教育振興部指導課長名で発出された、これは案文です。

これは案文ですので、1 枚目を見ていただきますと文書番号というのがあるんですけども、上から 4 列目ぐらいのところには教指第 1447 号、この番号が入って、その下の日付ですけども、今のこの紙で見ますと平成 20 年 12 月 5 日というのがあります。この日付がここに入ったものが正式な文書です。

次が裏ですが、これは市立高等学校を所管する教育委員会教育長様ということで、同じ指導課、これは教育委員会教育長と書かれてありますが、文書番号は同じで、日付も同じ内容です。後ろに付いていましてのがデータ、資料です。その資料の後ろに、各都道府県・指定都市教育委員会教育長以下あてが書いてあって、文部科学省の初等中等教

育局長さんから発出された文書というものが付いています。これに文書番号と日付が入ったもの、この一式が発出した現物ということになります。

実施機関は、その発出した文書の写しをとっていなかったのも、この起案文書、決裁文書のみを特定して開示決定をしたというのが本件苦情となっています。これは苦情処理調査部会でも指摘されていますけれども、文書がなければ条例上では、不存在という決定を本来すればよかったのであって、条例に則った判断をすべきであり、ここでは実施機関としては、決裁後担当者が浄書し、案文と照合した上で発出するという手続をとらなければならない決まりですから、内容に齟齬はないと判断したものと考えられます。

しかし、開示請求者の側からすれば、そういった作業が行われていることが分からない場合もあるのですから、そのあたりの事前の説明と、どういうふうに対応したらよろしいですかと、例えば学校にはありますけれどもどうでしょうかとか、そういうことを事前に説明して双方で了解を得て決定をする、そういう努力がなされなかったことがこの苦情の第一の原因であるのかなと考えます。苦情処理調査部会でもこの点について御指摘をされたところであります。

また、施行文書の写しの保存については、義務付ける必要はありません。必要に応じて取る場合があるというものです。そこで、去る1月21日に開催されました苦情処理調査部会においては、実施機関における施行文書の写しの保存につきまして、御意見でございますが、行政文書は開示請求を前提に管理されるべきであり、施行文書の写しは保存してしかるべきものなのではないかという御意見です。

それから国会で、決裁文書と施行文書が違って問題になった例があり、決裁文書どおりに施行されたかどうかを確認したいという申出人の主張は理解できます。この点につきましては、総務省の情報公開推進室に確認させていただきましたが、そういった事実についての確認はできませんでした。それから教育委員会だけの問題ではなく、県全体の文書管理の問題であるといった御意見もいただきました。知事の問題でもあるということで、御意見をいただいたところでございます。

ところがその一方で、同じ部会で、県では環境マネジメントという施策を展開していると。そうした観点から、文書の写しというものを

すべて保存を義務付けるというのはいかかなものかといった御意見もいただいております。施行文書の写しの保存につきましては、知事部局におきましても、苦情1での教育委員会の説明と同様に、行政文書規程等に特段の定めはありません。個々の業務の内容、文書の性格等を勘案して、必要に応じて保存しているものもあるという状況でございます。

具体的な保存の例では、許認可などの処分に関するものは、原則保存されております。また、事務執行上必要となる、例えば行政文書の不開示決定等の通知などは、処分に対して不服申立てがされた場合、情報公開審査会の諮問のための資料として必要になりますので、通常保存しております。なお、この場合も、事務の規程にはございませんので、保存が義務付けされているわけではありませんので、写しがないという場合には、起案文書の写し、施行文の案を提出いただいております。

一方、会議の開催通知等であって、あて先が多岐にわたり内容が同一のもの、それから行政機関同士の事務連絡の文書、本件の対象文書もこれに近いものと考えられますが、そういうものにつきましては、決裁文書のみを保存するのが一般的に多いと思われまます。

一般論になりますが、知事部局も教育委員会と同様に行政文書規程に基づき、浄書、照合をした上で、決裁文書を保存しておりますので、施行した文書の写しを保存せずとも、開示請求をされる方等に対する説明はできるものと考えておりますが、その際、請求者には状況を説明する責任が伴うことは当然であると考えます。

また、施行文書の写しをすべて保存するというのは、先ほども申しましたが、環境マネジメントの面、施行文書が多量な場合の環境への負荷や事務負担の面等から、必ずしも合理的ではないと考えております。

なお、参考まででございますが、東京、神奈川、埼玉等の近県にも状況を確認しましたが、施行文書の写しの保存を文書規程等で定めているところはなく、おおよそ本県と同様の扱いとなっているとのことでした。なお、国、総務省ですけれども、「行政文書の管理方策に関するガイドラインについて」を、平成12年2月25日付けで定めており、保存期間の欄中の行政文書の保存欄には、「〇〇に関する決裁文書」と定めていることがみられました。以上で、施行文書の写しの保存の

現状についての説明を終わります。

多賀谷会長
澤田委員

それでは、御意見、御質問をお願いいたします。はい、どうぞ。

今の説明でいいのかなという気はいたします。ただ、説明をいただいたとおり、申出人と教育委員会の窓口とのやりとりですね、この説明の仕方をもうちょっとうまくやっていたら、先ほど言われたとおり、こんな問題は起きなかったんじゃないかなと思うんです。文書の取扱い等については、それはやっぱり行政の責任において保管等をしていただくのは当たり前ですし、この調査部会で決まると、あるいはこの推進会議でどうこう言ったって、この点についてはそんなに、公開に関する推進という観点からは、そんな問題は起きないんじゃないかなと思うんです。以上です。

多賀谷会長
井上委員

はい、どうぞ。井上委員。

井上です。本件は、起案書を含む配布した現物ということで開示請求されたんですが、それが仮に配布した現物、施行文書だけを開示請求していた場合に、施行文書はすべて発出しているので教育庁にはありませんということになってしまうと、その場合はどういう扱いになってしまうのかということ考えたときに、不存在で不開示という扱いになってしまったのかと。そうすると、結局その施行文書を保管しないという扱いが一般的に行われているとすると、結局開示の対象が存在しないというかたちで、開示されないというような流れになってしまうのかなと。

それでいいのかなというところは若干疑問がありまして、先ほどの事務局の説明では、環境マネジメントというお話があって、施行文書すべてを写しをとって保管するということが、必ずしもエコの流れに沿わないというお考えは最もだと思うんですけど、それでいいのかというところは、やはり少し疑問がありまして、この際、施行文書の保管、管理について、今日結論は出ないにしても、適正な管理のあり方というのはどういうものなのかということは、やはり一度きちんと考えておくべき必要があるのではないかなと、本件の調査にかかわりまして思いました。

それと、ちょっと問題点が違ってくるんですけども、パソコンの中にある情報の扱いというものも、明確な定めがないようなんですけども、施行文書として発出した文書はもう手元にないにしても、PCの中にその情報がありますよというときに、そのPC内の情報の扱いと

というのはどうなるのかということも、文書管理に絡めて一度考えておく必要は、やはりあるのではないかと。その環境マネジメントということからすると、PC に保存しておけばいいじゃないかというような考え方も成り立つのではないかと思うので、PC 内に保管をするというようなことも何かきちんと、やはり本来であれば定めがなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

したがって、今日結論は出ないとしても、全体にかかわってくる問題ですので、皆さんの御意見等を伺って何らかの一定の方向で意見が出せるのであれば、出したほうがいいんじゃないかなと思います。以上です。

橋本委員

橋本です。時代のすう勢から言って、先ほど井上先生が PC 内にあるので、紙に印刷したもので、例えば各学校長に配るという方式ですね、これはだんだん、やっぱり無駄という意味では、なくなっていく方向にあるのは当然で、基本的にはそういう行政文書がデジタル情報で保管されて、アーカイブス化に当然その後なると思うんですけども、いずれにしても、行政文書ないしはこういう役所で作る文書全体、それで発出したのが発出されたものと、あて先リストといいますか、そのデータが残っていればいいのではないかというふうに、時代は当然これから進んでいくんじゃないかと。

私は民間企業にいましたけども、かなりのものがメールで添付で送って、判こも何もないという。それで十分、例えば通知的なものについては通用すると。行政文書について紙ベースで保存、保管するというのが、これからちょっと見直されていくのではないかと思いますので、これは一地方自治体の話ではもちろんなくて、全体の話というか、国としてのそういう公文書のやりとりうんぬんという話にまでいってしまうので、ちょっと問題は大きいんですけど。以上です。

澤田委員

今、お二人の御意見をいただいたんですが、それは確かに理想ではあるんです。けどもなかなか、じゃ PC で、あれはいつでも改ざんといいますか、できるんですね。ロックでも掛けるか、そういうこともよく検討した上です。

ただ、調査部会でこれをもっと何かしてという、それは理想といいますか、将来のことはそれでいいと思うんですが、現実の公文書の保管の方法としては、なかなかそんな PC で保管するということは、総務省でも検討はしておられます。けども、どの部分をどの程度ペー

パーですか、どの部分を PC ですか、それはやっぱり仕分けをする必要があるかと思います。全部 PC になるとは当分の間、私どもが活着ている間はならないんじゃないかなと思うんです。官公庁というのは、それほどペーパーである文書を尊重するというか、それを重要視しているんです。裁判所でもそうですし、検察庁でもそうですし、他の行政官庁でもそうだと思います。

裁判所等で今、事務書面をネットで送ったりやっておりますね。それだつて、記録をご覧ください。あれはペーパーになっているでしょう。理想は理想なんですが、現実の問題はちょっと難しい。調査部会で検討されて、推進会議でこれを何かこうあるべきということを言うには、ちょっとまだ早いのか、無理があるのかというような気がします。

県の説明が先ほどありましたが、そういうことを試行錯誤しながら、じゃ PC でどういふものを保管して環境にいいものにするかということは、考えていく必要があるかもしれませんが、この推進会議でさらに何かということは、ちょっと無理があるような気がしています。以上です。

多賀谷会長

よろしいでしょうか。今の澤田委員の御意見に若干補足いたしますけれど、法制度としては、電子的なデータで保存するというは、今日許容されております。電子データに関する保存の法制度ができておりますし、それから今おっしゃるような、要するにいつでも改ざんできるという話は、追記型光ディスクに保存すれば、改ざんできないようなかたちでのセキュリティというのができております。

ただ、残念ながら、澤田委員がおっしゃるように、裁判所がその典型なんですけど、現実の行政はなかなかそこまで対応していないということです。今日一番対応が進み出しているのは、租税関係の帳簿で、民間企業は 7 年間保存しなければいけないというので、大企業等は税務データを電子的に処理しているわけです。

従来は法人税法で、紙で持っていなければいけないというので、わざわざプリントアウトしてたんですけれども、今から 10 年ぐらい前に電子帳簿保存法というのができて、今は電子的に保存していればいいということになっておりますし、中小企業が持っている税務帳簿も、e-文書法という法律で、イメージデータとして保存してもいいということになってますけど、残念ながら、それもなかなか広まっていな

いというのが現状だと思います。

この話で一般論はこれ以上やるつもりはないんですけども、今日は残念なことに奥住委員が欠席されているんですね。これはたぶん奥住委員が一番専門の話なので、できれば次回に、委員の意見を是非聴いてみたいと思います。

それから、私の方からも幾つかコメントしたいと思います。一つは、この文書は県立学校に送ってるわけですね。県立学校では受理文書として持っている。そうすると、そこから持ってくるといいますか、県立学校の教育委員会のもとにあるわけですから、できないわけではなかったんじゃないかという気がします。

それからもう一つは、起案文書と最終文書で同じだというチェックをするということ。それは同一だから大丈夫だということですが、それはあくまでも行政の方がそう言っているだけで、本当にそれが大丈夫かということは、信じられないという人もいるんだと思うんです。その場合に、チェックをするのは誰がやっているかという、作った人がチェックをしているということなんで、ちょっとそれは危ないわけですね。相対的に第三者的な立場にいる人がチェックしなければいけないという、たぶんそういうことになるだろうと思います。

それから先ほど、許認可に関する文書は保存しているということですが、その場合に、保存する文書と保存しない文書の基準というものを作ってもら。基準すら作ってなくて、何となくやっているんだしたら、それはちょっといいかげんなことだと思うんです。そのへんについては、やはり検討しなければいけない。

この話はかなり苦情処理調査部会から外れますので、是非次回に奥住委員に、この問題について継続的に検討していただき、何か報告していただきたいという感じで、私から宿題というふうにしたいと思います。以上です。

そのほかよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

事務局（齋藤）

少し補足させていただきたいんですが、確かに実施機関が最初に請求者との間でコミュニケーションを取らなかったことは適切ではありませんが、開示の場で、それでは学校にはあるはずだから取り寄せて対応してはどうかとか、あるいはパソコンの中にあるんですけどということで提案しているんですけども、それについて開示請求者が、それだったら一筆書けとかいうようなことを主張されて、それでは対応

できないということで、結局、請求者の方が、それじゃ苦情を申し立てるからというかたちで、この事案になっているという経過があるようです。わざわざ開示請求書に教育庁保有分ということで限定して請求しているというようなかたちでございます。

多賀谷会長

なるほど。限定しているわけですね。

事務局（齋藤）

はい。以上です。

多賀谷会長

分かりました。それではこの問題につきましては、次回の推進会議で引き続き検討させていただきます。

よろしいですか。はい、どうぞ。

澤田委員

苦情3の関係です。これも県の対応で、申出人の言われることを、この件に関しては随分慎重にされておられると思うので、これはこれでいいと思いますが、そもそも公文書というのは県民のものなんです。公のものなんです。県庁の皆さんのものだけじゃないんです。

そうしますと、この人が個室とかそういうことを要求しておられるかもしれませんが、公文書を厳重に管理しないといけないという義務がある。それをもっと具体的に言いますと、中には、そういうことはないかもしれませんが、改ざんとか抜き取りをされるおそれがないかということの観点から、公の場に来られた県民の方々が、プライバシーと言っておられますが、本当にプライバシーなんだろうかと。公のこういう閲覧の所に来られて、自分の顔が見られるとか、あるいは声が聞こえるというのは、本当にプライバシーなんですかと。

仮にプライバシーであるということにしたとしても、片方は公文書を改ざんされないように、抜き取られないように、ある程度しっかり見ないと、監視しないといけないという観点からすると、一概に個室で人に見られない所で閲覧したいということについての要望については、一考を要すると思うんです。その点どうですか。以上です。

多賀谷会長

はい、どうぞ。伊藤委員。

伊藤委員

今のその抜き取りとか改ざんのおそれがあるので個室は無理だというような話なんですけれども、そもそもこの方がおっしゃっていたのは、県の職員の方が立ち会うのが嫌だとかそういう話ではなくて、同時に自分がいろいろこういうものが欲しいんだとか話してることを、ほかの利用者の方にいろいろ全部聞かれてしまうと、自分がどういうことを調べているのかも分かってしまうと、それがやはり精神的に抵抗があるというお話だったと思います。ですから、個室の是非につい

てはいろいろあると思うし、それがいいと言っているわけではないんですが、開示について、県の職員の方にまで隠れて一人でやりたいのになというような意見ではなかったというところは、指摘したいと思います。

どこまでそれをプライバシーとして保護するかというのは、もちろん議論はあるところだと思いますけど、ただ、やっぱり自分がこういうことを調べたいと思っていて、それがあまり人に知られたくないと思う気持ちも分からなくないとも言えますし。そこに関してはそういう趣旨で書かれているんだということを、御理解いただければと思います。

澤田委員

それがプライバシーなんですかということですか。

菅野委員

それはプライバシーになるのではないですか。どこまで保護すべきかという問題ですね。そこまでは保護しなくていいという考えと、できるだけプライバシーであれば、見られたくないという方がいれば、横から見られないように衝立ぐらいはあった方がいいとか、そのレベルのことだと思います。

澤田委員

その程度の話なんですね。くれぐれも公文書ですから、大切にしてほしいということが私の言いたいところです。

多賀谷会長

そのプライバシーであるかどうかというのは微妙な話ですが、有名な事件が、防衛庁に開示請求があつて、誰が開示請求したということのデータが省庁の中で出回って、それで処分を受けた例があります。やはりそういう意味で言うと、誰が請求したかということ自体は、個人情報として取り扱うという話です。

よろしいですか。それでは議題 2「苦情処理調査部会のあり方について」をお願いします。

事務局（齋藤）

それでは、議題の 2 の方に移らせていただきます。「苦情処理調査部会のあり方について」でございます。現在の苦情処理調査部会の運営状況と、先日開催されました平成 21 年度第 3 回苦情処理調査部会での御意見等を、お手元の資料に沿って御説明させていただきます。

資料の 23 ページをご覧くださいと思います。また、配付資料で触れております行政組織条例の抜粋については、お手元の手引 216 ページ、217 ページに、また、情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領につきましては、手引の 222 ページから 231 ページに掲載してございます。222 から 231 ページ、それと 216 と 217 ページです。

適宜、御参照いただきたいと思います。

資料 2 の 23 ページでございます。まず、苦情処理調査部会の現在の運営状況等について御説明いたします。資料を読み上げます。

(1) 情報公開推進会議では、情報公開に係る事務についての苦情の申出を専任的に処理するため、法律的知識及び紛争処理に係る専門的見識を有する委員による苦情処理調査部会を設置しております。

ここで、部会の設置の経緯について補足させていただきます。資料 24 ページをご覧くださいと思います。この資料は、平成 17 年度の第 1 回目の推進会議で、苦情処理調査部会を設置することを議決していただいたときの資料でございます。この資料の「2 議決事項」の「(1) 苦情処理調査部会を設置すること」の理由のところをご覧ください。この部分を読み上げます。

推進会議の活動として、情報公開事務に係る苦情の処理が規定されており、また、設置に至る当初からの検討の中で、制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案の調査を行うことが予定され、推進会議に一定の調査権限が付与されているが、これを円滑かつ迅速に行うためには、法律的知識及び紛争処理に係る専門的知識を有する委員による部会を設置することが必要である。なお、部会の構成及び運営については、会長が別に定めるといことです。つまり、苦情処理調査部会は、苦情の処理等を円滑かつ迅速に行うために設置されたという経緯がございます。

23 ページの資料に戻ります。(2) 部会を構成する委員は、行政組織条例に基づき会長が指名する。今期の委員として平成 21 年度第 1 回情報公開推進会議で、菅野委員、井上委員、伊藤委員の 3 名が指名された。

(3) 部会の運営については、行政組織条例に基づき会長が定めた「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」で定められており、「苦情調査は原則として、部会長が部会を構成する委員のうちから指名する委員が行う」と規定しております。要領第 6 条第 2 項でございます。

(4) 平成 19 年度第 2 回情報公開推進会議において、部会を構成する委員以外の委員にも部会に参加、調査に協力してもらう方向で議論がなされ、了承されました。

(5) 平成 19 年 9 月に申出のあった苦情から、事前に部会に参加す

る旨回答のあった委員にも、苦情調査に協力していただいている。

(6) 調査に協力していただく参加希望委員は、案件が発生するごとに、部会を構成する委員と併せて部会長が指名している。

(7) 平成 21 年度第 1 回情報公開推進会議で、参加希望委員も議決・判断にかかわれるようにすべきであるとの意見がございました。

なお、現在、参加希望委員の方をお願いしていることですが、資料 25 ページをご覧ください。「苦情処理調査部会の運営について」という資料がございます。これは昨年 8 月に委員の皆様へに苦情処理調査部会への参加の可否についてお伺いしたときの通知文に添付させていただいたものでございます。この資料の一番下のところの「4 委員が関与する範囲について」をご覧ください。

ア、部会を構成する委員とともに調査に当たり、部会の会議で意見を述べるものとする。

イ、委員の意見は尊重するが、最終的な議決・判断は苦情処理調査部会が行うものとする。

これが参加希望委員の方をお願いしております、現在の苦情調査への関与の範囲でございます。

このような状況でございますが、前回の推進会議での御意見を受けまして、去る 1 月 21 日の平成 21 年度第 3 回苦情処理調査部会で部会に御出席いただきました委員の方に御意見を伺ったところでございます。その結果が資料 23 ページの「2 平成 21 年度第 3 回苦情処理調査部会での意見」でございます。

(1) 裁判員制度も導入された。そのような状況も踏まえて、参加希望委員も決定に関与できるようにしてほしい。

(2) 将来的には決定に関与できるような仕組にすべきだと思う。

(3) 実際に調査に当たってみて、勉強しないとついていけないところがあり、個人の能力が問われると感じたが、決定に関与できる方向で進めていただいいてよいと思う。

(4) 他の委員の意見も聴いた上で、参加希望委員も決定に関与できる方向での要領の改正等を検討していくべきである。

との御意見をいただいたところでございます。そこで本日の推進会議におきまして、他の委員の皆様の御意見もお伺いするため、議題としてお諮りしたところでございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、補足でございますが、現在 8 名の委員の方が参加意思を表明しております。苦情処理調査部会委員 3 名と併せまして 15 名の委員中 11 名が実際に関与しているという状況でございます。以上です。

多賀谷会長

はい、ありがとうございました。それでは部会長に補足をお願いいたします。

菅野委員

方向については、皆さんの御意見を出していただければと思います。従前の、これで見ると 19 年からですかね、参加をいただいて、もうかなりの件数参加いただいて、今回については 3 名の方に参加していただき、苦情調査を苦情処理調査部会の委員と一緒にやっていただきました。

最終的には、苦情調査をした上で調査部会を開いて、3 名の委員が出席をし、それから調査に加わった方も御出席いただいて、議論をして、それで特に議決を採るみたいなことは、今まではほとんどありません。実際的にはありませんけれども、将来的には意見が違ってくるということも当然出てくるかもしれませんので、そういう意味では、裁判員制度なども導入されたということもありますので、単なる調査ではなく、せつかく調査に加わっていただいたので、最終的な決定、評決まで参加をされていいのではないかと、個人的には思っております。そのためには、要領の改正等が必要になってくるというふうに思います。以上です。

多賀谷会長

それでは御意見、御質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

澤田委員

この調査部会に推進会議委員が入るということは、今、菅野委員からお話がありました。特段支障はないということで、将来、次回以降にも参加という、そういう御意見をいただいたんですが、これを前回の推進会議で提案した趣旨は、そういうこともあるんですが、情報公開推進会議の中に専門部会があって、それに弁護士さんだけが加わって、それで調査処理をするということじゃなくて、県民の方々が、一般の県民の方々も自分たちのいろいろな意見を十分申し上げて、この推進会議そのものが開かれた会議、透明性が非常に高いもので、より民主的な制度であるということ、この要領の改正でもって担保したい、そういう趣旨なんです。

確かに運用の問題で、多分そういうことはないと思うんです。将来あるかもしれないという御意見でしたが、いろいろお話をしていると、そんなに意見が極端に分かれることはないと思うんです。

そうでなくて、これを一般の推進会議委員も入って、民意といいますか、県民の意思を反映させるんだという制度的担保が、この規程を改正して作ってしまうというところに意義があると、そういうことなんです。よろしくお願いします。是非要領を改正していただくようお願いしたいんですが。

多賀谷会長

この問題は、法律的にはある意味では当然であり、ある意味では変則的なんですけども、規程によりますと、苦情処理調査部会で決まったことは推進会議の決定であるということになっております。したがって、推進会議の委員は当然苦情処理調査部会の決定に意見を言える立場で、正にそれは自分もそこに加わって、その決定について自分も責任を負うわけです。入って当然ということに多分、その意味でなります。その意味で当然なんですけども、潜在的な出席の資格はあるということです。

ただ、意見の対立という話がありますけど、確かに苦情処理調査部会で一致すれば、それについて推進会議として、それを推進会議の決定として認めようということでもいいわけですが、苦情処理調査部会で、委員の中で意見の対立というのが起きた場合には、要するに全会一致でなかった場合には、多分法的にはそれは簡易・迅速に決定できないので、推進会議に持ち帰ってそこで決めるという、そうならざるを得ないので、運営要領も多分そういうところを書かざるを得ないのではないかという気がいたします。

菅野委員

基本的な方向は全く異議がないんですが、澤田委員のお話に対する釈明になるのかもしれませんが、苦情処理調査部会を置くというところまでは決まっています。それで、それをどんどん一般化すれば、今の段階では 15 名のうちの 3 名の弁護士が学識経験者として参加して、それと苦情処理の調査委員がそこに事案ごとに加わっていただいて調査をするというシステムを採っていますが、それはもうなしにして、毎回、苦情処理調査部会委員が 15 名のうちから二人選ばれる、つまり私たちを含めてですね、そういうふうにした方がいいというところまで、御提案になっているのかどうか。

そうだとするとかなり手直しをしないとイケないし、そうすると逆に言い方は悪いんですけども、いわゆる弁護士でない方が二人調査に携われたときに、調査がうまくいくのか。いかないから事務局が指導するということになるかと、かえってまずいんじゃないかというよう

な、はっきり申し上げると不安も持っているという、そのへんをどういうふうにするのか。もし澤田委員がそこまで見通されてるというか、将来的には考えておられるのであれば、そのへんをどういうふうに、ばらつきがもし起こったときに担保できるのかと。

それから会長がおっしゃったように評決ができなかったとき、全員一致にならなかったときに、多数決でやるんですかというところまで議論して、要領を作らなくてはいけなくなる。今は何となく対立がないものですから、調査が終わった後に大体意見を出し合って、これでいいでしょうかというところで、結論がほぼ全員一致できているという。ただ3名の全員一致で、そこに来ていただいている方は、一応法律的には意見には参加していただいています、最後の決定の段階では法律的には落ちているというかたちになっている。これはまずいだろうというふうに考えます。

そこまでは特に第一段階は問題ないけど、それを取っ払ってしまうということになると、迅速とかいろいろな問題がかえって遅れるのかなというような問題も、今でも遅れているんですね、はっきり申し上げます。本当は申出人からすれば、もっと早くやってくださいという意思だと思うんですが、なかなかそれがうまくいっていないんですが、それが更にもっと遅れてしまうということも場合によっては出てきってしまうかもしれないので、そのへんをどういうふうによく制度的に作れるかというところの議論を少ししてからということで、澤田委員の御希望は第二段階ではないかと。第一段階は、参加した人が評決に加われる、第二段階は、全員が交代でやるという。そこまでで、一遍にというのはちょっと、私としては危惧をしているというところがあります。

澤田委員

これは弁護士さんが3名で調査部会を構成しておられたときに、これは3人ですから多数決でいくと2対1で決まりですよ。今度はじゃあどうするかということなんですが、今度は二人になるんですね。本来の調査部会のメンバーと推進会議のメンバーの二人で調査しますよね。そうですね。それで意見が違った場合はどうするかということなんですが、そういうときはしょうがないです。それは推進会議に持ち込むか、あるいは推進会議を開くか、あるいはいろいろ考えて推進会議の議長が加わるか、で、3名になりますよね。

その手法はいろいろ考えられるんですが、差し当たり今、菅野委員

が言われたように、弁護士さんが一人入って、あとは推進会議委員の人が入って、それでやってみる。で、決議まで入るということのを要領にきちんと書いて。将来うまくいけば、そのためには推進会議委員の皆さんも勉強していただくことになる。

私が思いますのに、調査案件は、確かに今もだと思うんですが、県の本課の方で相当なお膳立てはしていただいているはずなんです。それをできるだけ推進会議委員が調査部会でやるというふうに将来的に持っていけば、一番私は理想だと思うんです。それには我々委員もちょっと勉強していただくことになりまして、私自身そんなに、それほど専門的な分野か、言っていることが県民の常識的な考え方として相当かどうかということが判断できれば、私はそれでいいと思うんですよ。もしどうしても専門的な知識が必要になると、いろいろ調査部会の本来のメンバーの皆さんの御意見を聴いたり、あとは推進会議で議論したりする。それが本当の将来あるべき推進会議じゃないかなと思うんです。でも、これを一度にはできませんので、段階的にお願いするということで進めていただく。

差し当たりは、ここの何か案がありました、25ページの4番目ですね。ここを少し直していただければ。部会の会議で意見を述べるとともに、最終的な議決・判断にも参加して、調査部会の一員として関与するものとするとか。これはちょっと乱暴な表現ですが、それをちょっと練っていただければ。当分それでやってみるということでしょうかということ。以上です。

多賀谷会長

それでは、義務的に苦情処理調査部会で職を担う委員、義務的ではないけれども、推進会議のメンバーとしてそこに権利として参加できる委員、その二つの委員があるというかたちにして、当分はそういうかたちにする。そういうかたちで、事務局に要領の改正案について検討していただいて、次回の推進会議で諮っていただきたいと思います。

それでは次に、報告案件の「平成 20 年度情報公開制度の運用状況について」、説明をお願いします。どうぞ。

事務局（齋藤）

はい。それでは説明させていただきます。報告案件の 1「平成 20 年度情報公開制度の運用状況について」ですが、お手元にお配りしてございます「情報公開制度・個人情報保護制度年次報告書」、水色の冊子をご覧いただきたいと思います。

この年次報告書は、平成 20 年度における千葉県の情報公開制度及び

個人情報保護制度の運用状況を取りまとめたものであり、例年 11 月ないし 12 月ごろに作成し、文書館行政資料室及び県立図書館に配架するとともに、千葉県ホームページに掲載しているところでございます。平成 20 年度分については、昨年 11 月 2 日にアップしてございます。

1 ページをご覧いただきたいと思います。平成 16 年度まで及び平成 17 年度から平成 20 年度における請求（申出）の状況を、表 1 にまとめております。まず、請求（申出）の欄の数字でございますが、行政文書開示請求又は申出を受けて開示決定された行政文書の数で、平成 20 年度は 23,979 件、19 年度に対しましては 7,217 件増加してございます。

また、延べ利用人数は、千葉県に対し行政文書開示請求又は開示の申出をされた方の延べ人数でございまして、1 枚の開示請求書に複数の課（所）が担当する場合には、担当課（所）の数で計上してございます。20 年度は 2,028 人でございます。なお、実際に請求者から提出された開示請求書の枚数は 913 枚でございます。

次に、実利用人数は、その年度に行政文書開示請求をされた方の人数であり、平成 20 年度は 335 人でございます。平成 19 年度は 306 人になっております。延べ利用人数と比較すると、一人当たり約 6.1 件請求しているということになります。

開示請求件数が、平成 19 年度の 16,762 件から、20 年度の 23,979 件と、7,217 件増加しておりますが、増加の理由は、平成 20 年度に知事部局に請求のあった 1 枚の請求で、6,474 件という文書が特定されたことが主な理由と考えます。これは新聞社からの、平成 15 年度から平成 19 年度の工事関係の支出負担行為支出伝票や入札調書の開示請求ということでございます。

続いて 2 ページをお開きいただきたいと思います。開示請求（申出）の処理状況を、表 2 にまとめました。開示率が平成 19 年度の 92 パーセントから、20 年度は 96.4 パーセントに、4.4 パーセント増加しております。これは部分開示の件数が約 1 万件増加したことによるものです。なお、却下が平成 19 年度の 66 件から 184 件に増加しているのは、開示請求の内容に請求者の主観に基づく記載があること等により、補正を求めても対象文書を特定できず、却下処分にせざるを得なかったことによるものです。

続きまして 3 ページをお開きください。実施機関別の請求（申出）

件数を表 3 にまとめました。知事部局に対する請求が、平成 19 年度の 9,504 件から、20 年度は 19,724 件と、10,220 件増加しております。その主な理由は、先ほどと同じ報道機関からの請求によるものでございまして、県土整備部や農林水産部への請求が、2,964 件から 11,536 件に増加したことによるものです。一方、教育委員会に対する請求は、平成 19 年度は 4,290 件の請求でございましたが、20 年度は 2,359 件に減少いたしました。

続いて 4 ページをご覧ください。知事及び教育委員会における請求（申出）件数の多い順の担当課（所）を、第一順位から第三順位まで掲載しております。請求件数の多い県土整備部では、君津地域整備センターが 1,001 件、山武地域整備センターが 803 件、夷隅地域整備センターが 783 件で、いずれも平成 15 年度から 19 年度の工事関係書類等の請求が主なものとなっております。

健康福祉部では、薬務課の 1,803 件、これは例年多いわけですが、麻薬関係の年間届出に係る請求でございます。保険指導課の 967 件は、国民健康保険に関する請求が主であり、動物愛護センターでは、犬や猫の引取り関係に係る請求が主となっております。

続いて 5 ページをご覧ください。(5) 不服申立ての状況について御説明いたします。不服申立ての状況は、表 5 に記載のとおりですが、平成 20 年度は 244 件不服申立てを受け付けております。累計では 12,651 件となっております。

次に(6)の、不服申立ての処理状況でございますが、制度発足以来の累計数字が表 6 に記載されております。これまで 12,651 件の不服申立てを受け付けておりまして、そのうち認容は 1,578 件、一部認容が 306 件、棄却 655 件、却下 182 件、取下げ 9,119 件、審議中が 497 件、検討中が 314 件となっております。

検討中の理由としては、異議申立人から諮問前に口頭意見陳述の機会付与の申立てがあり、その日程調整等に時間がかかっているため、あるいは多数の行政文書開示請求及び先行する異議申立事案の事務処理に時間を要しているのが現状でございます。

異議申立てを受け付けた場合、情報公開審査会に諮問しますが、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱において、諮問まで標準的処理期間を 30 日と定め、諮問まで 90 日を超えた事案については、その理由等を年 1 回公表と定めております。また、20 年度に

情報公開審査会から答申を受けた事案のうち決定までに 90 日を超えたものは 16 件であります。

6 ページをお開きください。(7) 千葉県情報公開審査会の審査状況について説明いたします。千葉県情報公開審査会の審査状況であります。前年度末繰越件数が 37 件、20 年度諮問件数が 48 件、併せて 85 件であります。この審査件数のうち、答申件数は 27 件、取下げ 3 件、繰越件数 55 件であります。答申した内容は、開示すべき 2 件、一部を開示すべき 3 件、決定が妥当が 21 件、処分を取り消すべきが 1 件であります。なお、答申の件数は行政文書の件数とは違いますので御注意を願います。

7 ページから 13 ページにつきましては、個人情報保護制度の運用状況でございますので、申し訳ありませんが、省略をさせていただきます。

14 ページの次をお開きいただきたいと思います。ここから資料編となっております。1 ページめくっていただきますと目次でございます。それをめくっていただきまして、資料編 1 ページをご覧ください。

行政文書の開示請求の内容及び処理状況は、平成 20 年度中に決定を行った行政文書開示請求について、各部局等において特定件数の多い順に、各課（所）の開示請求の内容及び処理状況をそこに掲載しております。

なお、件名欄の記載ですが、開示又は部分開示決定の事案については、特定した行政文書の件名を、それから不開示又は却下については、これは文書がありませんので、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名及び内容」欄の記載をそのまま転記しております。

少し飛んで 109 ページをご覧ください。行政文書開示請求に係る不服申立ての処理状況でございます。この資料は、平成 20 年度中に申立てのあった不服申立ての処理状況を個別に記載しております。諮問年月日の欄の意見照会及び回答は、開示請求の対象となる行政文書を特定できないことによる却下処分に係る異議申立ての決定に当たり、審査会に意見照会をし、回答がなされたことを示すものです。なお、処理状況としては、申立てのあった 244 件に対し取下げが 6 件、審議中が 150 件、検討中が 88 件となっております。

115 ページをご覧ください。平成 20 年度中に提起された不服申立てのうち、諮問までに 90 日を超えたものについて、平成 21 年 3 月 31

日現在、52 件で作成した資料で、ここに公表しています。90 日を経過した理由は、それぞれ記載のとおりです。

次に 121 ページ以下の自己情報開示請求に係る状況については省略させていただきます。

以上で、情報公開制度の運用状況についての説明を終わらせていただきます。

多賀谷会長

はい、ありがとうございました。何か御質問や御意見等があればお願いします。

よろしければ、それでは次に移ります。

次に、報告案件の「文書の特定が困難な開示請求についての今後の対応について」、これにつきまして事務局から説明をお願いします。

事務局（齋藤）

それでは資料の 3 をご覧いただきたいと思います。資料の 27 ページをご覧いただきたいと思います。資料ナンバーは 3 でございます。

会議資料の説明に入る前に、文書の特定が困難な開示請求とはどのようなものか、お手元の先ほどの年次報告書の資料編の 20 ページをご覧ください。ページの中ほどより少し上から、保険指導課における開示請求の処理状況が掲載されております。不開示理由の欄、一番右側の欄に「特定不能」と書かれているのが、該当する請求です。

9 件目の例えば「鋸南町の一般会計、国保会計の地方財政法 7 条違反と粉飾決算についてわかる一切の書類」というのがこの例となります。これから御説明いたしますのは、このような開示請求への県の対応の話でございます。

それでは会議資料に沿って、再度 27 ページの資料で説明させていただきます。文書の特定が困難な開示請求につきましては、平成 19 年度から、千葉県情報公開条例第 7 条第 2 項の規定により補正を求め、これは手引の 17 ページですが、それでもなお文書の特定ができない場合は、却下処分を行うこととしております。このような対応をとってありましたところ、平成 19 年度、20 年度には、請求者から「補正要求権の濫用だ」といった趣旨の苦情が推進会議に多数寄せられました。

そのような状況の中で、前回の推進会議におきまして、現在の補正を求めるといふ実施機関の対応が、果たして本当に最も適切な対応なのかという御議論がございました。そこで、去る 1 月 21 日に開催されました苦情処理調査部会におきまして、実施機関としての今後の対

応案を含めました考え方を御報告いたしました。そのときの御報告の内容が、お手元の資料 3 でございます。

ここでの資料の内容は、平成 21 年度になってからは、該当するような開示請求がないということもありますが、実施機関としては、今後も現行の対応を継続していく、丁寧に補正を求めて文書の特定に努力していくということにより、できる限り文書の特定に努め、誠実に行政文書の開示義務を履行していきたいと。ただ、今後の状況によっては、問題点を整理した上で、推進会議に御報告して審議していただくことも検討するといった説明をさせていただきました。資料でいうと、「3 今後の対応について」というところでございます。苦情処理調査部会では、この実施機関の対応方針について、一応了解をいただきましたが、他の委員の方の御意見もお伺いしたいということで、本日御報告をした次第でございます。以上です。

多賀谷会長

はい、ありがとうございました。それでは、これにつきまして何か御意見、御質問はありますか。まず部会長からお願いします。

菅野委員

今、御説明いただいたとおりだと思います。この問題は、従前からここでも議論になっておりますが、情報公開条例第 7 条第 2 項という、いわゆる補正を求めるといふ、つまり情報公開請求をしている請求書を見たところ、形式上の不備があるというような場合には補正を求めて、補正が行われないうときは請求を却下できるという規定がありますので、それに基づいて処理をしてみました。昨年は幸いなことに、このような請求がなかったということで、先ほど報告をしました苦情 1 ないし 4 という案件の調査になりました。

それで、今後こういう請求が出るかどうかわかりませんが、調査部会としては、昨年なかったということ、それから今のところ今年になってからも、従前のようないわゆる主観的なことを書いた、つまり請求者の個人的な見解を頭に付けた請求ですね、何々の違法が分かる文書とか、何々の補助金の不正交付が分かる文書とか、そういうかたちの請求が今のところ出ておりませんので、これについては今後出てきた段階で、もう一度皆さんで考えていただくということで、時間的な余裕はまだ十分あるのかなということで、現在の運用を前提とした上で、推進会議として将来的にどうするかという議論をしていただければいいのかなと思っております。以上です。

多賀谷会長

そのほか、御意見ございますでしょうか。どうぞ、澤田委員。

この1年、そういう事案があまりなかったということでございますが、請求人が公文書を特定するというのは、本当に極めて難しいことは確かなんです。先ほどの例にありますように、例えばこの年次報告の20ページ、先ほど引用されましたが、この中の「特定不能」というものの中に、「鋸南町が耐震偽装や粉飾決算をして、同町の学校の校舎の改築工事をしていることに関する文書」というと、かなり絞られてくると思われる。もうちょっと詳しく聞くと、そういうことに関する文書はあるということで進めていただく。例えばですね。それで不正うんぬんということについての文書ということになると、それはないということにさせていただいていいんです。

文書の特定というのは、一般の我々でもそうなんです。官公庁に行くと、こういうことに関する文書と言ってもなかなか特定は難しいけど、日時とか、どこの関係の、学校の関係の文書ですとか言うとかかなり絞られてくるわけですので、お願いしたいのは、請求者が本当にどのような公文書を要求しているのかということ、この際やっぱり丁寧に聞いていただくと。ちょっと大変かもしれませんが、開示を求めているものは一体何なのかと、本当の趣旨は何なのかということ聞いていただくと、かなりの件が開示できるのかなという気はいたしますので、その点を更に御努力をお願いしたいと思います。

それから開示の問題だけじゃなくて、一般的に開示請求から異議申立て等、いろいろな問題が起きるのは、どうしても私どもが担当したこの苦情1から4の事案を見ても、請求者と県の窓口の担当者の対応の仕方が担当者によって違う、あるいは1年、2年前の取扱いと対応の仕方が違う、そういうことが出てくるんです。

ですから、こういうことに対する窓口の対応について、今一度見直して、あるいは丁寧に懇切にやっていただくような姿勢をとっていただく。研修でも何でもいいんです。やっていただくと、かなりこういう不服申立てというのが少なくなるはず。争い事というのはそういう感情の対立から出てくるわけですから、県の職員の皆さんも、窓口を訪れる人の目線に立ってお願いしたいというのがあるんです。どうも見てみますと、非常にお互いに冷静さを欠いて、つつい言わんでもいいことを言うてしまうということがどうも原因で、それが唯一の、いろいろ説明をその後してもこじれてしまうことが多いと思うんです。

それからもう一つは、公文書はできるだけ一般の人にも閲覧しやすいように、検索の仕方はしっかりやっておられると思うんですが、更に見やすいような何か工夫をしていただく。そういう配慮をしていただきますと、今問題になっている不特定で駄目だとか、あるいは開示をしても、やりとりで何かおかしくなってしまうということが、したがって件数がかかり、そういうことから起きる件数が少なくなるんじゃないかなと思うんです。

官庁の窓口を訪れる一般の人は、よく知らない人が多い。中には知り過ぎている人もおられるかもしれませんが。そういう人は、やっぱりどんな人でも平等に対応の仕方をよく考え、丁寧にやっていただくと、相当解決するのではないかなと思うんです。世の中に最近争い事があまりにも多いもんですから、いろいろなことが想定されるわけですが、窓口の対応は、やっぱり丁寧に親切にということをもットーにお願いしたいなと思うんです。以上です。

多賀谷会長

そのほかにありますか。よろしいでしょうか。

それではこの問題につきましては、現在は文書の特定が困難な開示請求や苦情の申出がされていないという状況を勘案して、差し当たりは現行の対応によって推移を見守るということにしたいと思います。

次に、報告案件の「情報公開制度の運営の改善に関する意見書について」であります。

これはある団体から、千葉県情報公開条例第 27 条の 2 第 2 項の規定により、情報公開制度の運営の改善に関する意見として、千葉県情報公開推進会議の会長あてに提出されたものであります。

傍聴者の方にお配りしてある資料については、発信者名及び本文中の個人名をマスクングしてありますので、委員の皆様のところにはそれはマスクングしてありませんので、委員の皆様は発言の際にその点を十分御注意ください。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局（齋藤）

それではお手元の資料の 31 ページ、資料 4 をご覧いただきたいと思えます。

これはある団体から、千葉県情報公開条例第 27 条の 2 第 2 項の規定による意見として、平成 22 年 1 月 20 日付けで、千葉県情報公開推進会議会長あてに提出されたものです。情報公開条例第 27 条の 2 は手引の 83 ページをご覧いただきたいと思えます。第 2 項で「県民は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べるこ

とができる」と規定されております。

まず、この元となった背景について御説明いたします。

教育委員会委員長（担当課：教職員課）が行った行政文書不開示決定について、行政不服審査法による取消しの決定を求める異議申立てがなされました。この異議申立てを受けた実施機関は、千葉県情報公開審査会へ諮問を行い、情報公開審査会で調査審議の結果、平成 21 年 11 月 20 日付けで、諮問に対する答申が行われました。

実施機関は、情報公開審査会からの答申を受け、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第 5 の 7 により、答申書の写しを異議申立人へ送付しております。資料の 34 ページから 40 ページまでが答申書の写しになりますが、今回提出のあった意見書に資料として添付されておりました。

この答申の概要を申し上げます。実施機関の担当者が異議申立人へ手引を送付する際に、担当職員の氏名を記載した案内文、資料 41 ページになりますが、を添付して送付しました。これはその前段となる事務の執行でございますが、その文書を添付して手引を送付いたしました。その後、異議申立人からこの案内文等について開示請求がありました。

教育委員会は、当該案内文は職員が職務上作成した文書ではあるが、組織として共用しているものではなく、当該案内文の写しも保存していないことから、情報公開条例第 2 条で定義している行政文書には該当しないとして、開示請求に係る行政文書を保有していないため、請求に係る行政文書を作成したことがないという理由で、開示決定を行ったものです。

情報公開審査会は、当該案内文の記載内容から、当該案内文は異議申立人からの照会に対する実施機関の回答としての性質を有していると認められ、処理過程の記録として本来保存されるべき文書であると考えられるとしています。したがって、当該案内文は、実施機関の職員が職務上作成し、実施機関において組織的に用いられ、保存されるべき文書であるとして、行政文書として取り扱うべきものであったとしています。また、実施機関に対しては、当該案内文の存否について改めて確認を求めましたが、その存在を認めることはできなかったというものです。

以上のことから、開示請求に係る行政文書を保有していないという、

実施機関が行った不開示決定は、結果として妥当であるという審査会の判断がなされました。

次に、意見書の内容としましては、資料の 32 ページ、33 ページになりますが、「千葉県情報公開審査会のあり方について（意見）」というもので、この情報公開審査会からの答申について、審査会の見識を疑いますというものです。作成したことがないというのは、明らかに事実と異なるものであるから、事実を歪曲するような答申を出すべきではないと言っています。また、事実を歪曲することは、情報公開制度の根幹を揺るがすものであり、行政が犯した過ちを追認し、事実の歪曲に加担するような審査会のあり方を改善し、情報公開制度の本旨に基づき、県民のための情報公開制度確立を求めるという意見であります。以上が意見書の概要です。

なお、33 ページの意見書の最後に、貴会議、というのは推進会議ですが、において、本件のような案件についての苦情の申出を受け付けるよう求めますと書かれていますが、情報公開条例第 27 条の 2、手引の 83 ページをご覧くださいと、苦情の申出については、第 3 項で、推進会議は情報公開に係る事務についての苦情の申出を受けることとしていますが、第 1 号から第 3 号まで、申し出ることができないものが書かれています。

今回の内容は、仮に苦情の申出として取り扱う場合、第 3 号の行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該不服申立てに係る苦情に該当すると思われまので、不服申立てが行われた場合には、行政不服審査法に基づいて手続が行われるものであり、また、その裁決・決定に対する不満を本項による苦情の申出として受け付けることは適当でないという理由により、苦情として申し出ることにはできないものと考えます。

原則的なことは以上でございます。苦情処理調査部会での実際の対応等については、苦情処理調査部会の委員の御意見を参考にさせていただきます。以上です。

多賀谷会長
菅野委員

それでは部会長、いかがでしょうか。

今の意見の件ですが、苦情処理調査部会といたしましては、苦情の申出があればいったん受理をして、それで調査を行っております。その上で、事務局から説明がありましたように、条例第 27 条の 2 の第 3 項の 1 号ないし 3 号に該当する場合、つまり推進会議の権限が及ばな

い、そういう法律的なことについては、それ以上調査をしても推進会議としてはどうしようもできませんので、そういうものに該当しますよという結論を出して、苦情の申出に対して御連絡をしているということで、受付はして一応の調査はしますけれども、条例で認められない範囲のものであれば、その時点でそういうふうに申し上げて、そこで打ち切っているというのが現在のやり方です。

それを変えろというのであれば、条例を変えなければいけなくなりますので、御趣旨は分かりますし、おっしゃっているこの答申の内容、文書は現実的には1回作ってそれで送っているわけですから、それが無いみたいな話というのは、さっきの施行文書と起案文書と同じような関係で、実態に即していないような結論になっているのかなというふうに思いますが、これはあくまでも私たちがやる権限ではないので、これはもうどうしようもないという話にならざるを得ないというのが意見です。

多賀谷会長
事務局（齋藤）
多賀谷会長

今のところ苦情の申出としては受け取ってはいないのですか。

受け取っておりません。

要するに会長あてにだそうです。そのほかに御意見はありますか。

私の意見を言わせていただきますと、審査会による審査のあり方自体に対して、苦情処理調査部会が意見するというのは、これは規定からして限界があると思います。ただ、むしろ、これを内容的に、このような文書管理のあり方というか、要するにこの一番最後に出てくるような文書を公文書として、組織共用文として扱っていないという、そのところについて、そのような対応をしたという、それについての苦情というんだったら分かるんですけど、異議申立てをされているものですから。

苦情処理調査部会に持ってくれば、それはそれとして審査会とは関係なしに持ってくれば、それは苦情として扱えるのかもしれませんが。審査会の決定そのものに対して、審査会の決定を直してくれというようなことになると、それは審査会と苦情処理調査部会の関係から、それは無理だろうと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

ないようですので、それでは、これについては、審査会の事務については、この推進会議では取り上げないということですので、差し当たりはこれを推進会議のテーマとして、せつかく提案された案件です

けど、推進会議では取り上げないというかたちで判断させていただきます。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました、「その他」についてということで、委員の方から何か御意見等ございますか。

事務局から何かございますか。

事務局（齋藤）

一点、御報告をさせていただきます。

前回の情報公開推進会議におきまして、免住委員から御質問がございました。質問の内容は、千葉県ホームページではどのくらいの期間情報を保存しているのか。調査を行っている、以前掲載されていたものが削除されていることがある。どの程度千葉県ホームページに情報を残しているのか、どのようなルールでやっているのかという質問がございました。これは担当する部署が違いますので、調査してということでございました。

千葉県ホームページ運営要領という規程がございます、これは報道広報課という所が担当していますが、各所属の長が所属のページを管理しております。所属ページの内容を追加し、修正し、また削除することは、各所属長の判断で行われています。ホームページ運営要領には、千葉県ホームページの掲載期間についての定めはありません。

なお、ホームページ上に1度載ったものが蓄積していくようなかたちでのホームページの運用はできないかとお聞きしましたところ、まずホームページの趣旨としては、より新しい情報をより速やかに県民の皆様にご知らせするという趣旨であるということ、それから現在でもPDFや画像などを含む総ファイル数が25万件もある。このようなものをすべて保存していくということは、機能的にも無理がある。

それから、所管課のほうでは現在リニューアルの作業を行っている。その中で、コンセプトはわかりやすく情報を提供する、県民視点で情報交換をする、常に最新の情報を提供するというので、ホームページ管理システム、コンテンツマネジメントシステムの導入を図っているということでございます。以上です。

多賀谷会長

それは、ホームページから消してしまった情報は県自体も持っていないということですか。

事務局（齋藤）

そういうことではありませんで、各所属長はホームページに掲載する際に、ホームページを管理している担当課のほうに掲載を依頼します。それは文書を作成して依頼しますので、その文書については文書

管理規則で保存期間等を定めておりますので、その文書が何であるか分かれば公表している文書でございますので、情報提供をするということは文書保存期間であればすることができるということです。

多賀谷会長 文書保存期間内であれば、文書として残っているんですね。

事務局（齋藤） はい。ちなみにちょっと蛇足になりますけども、そういう情報はダウンロードをしていただければ活用できるのではないかと考えております。

多賀谷会長 分かりました。容量の話は将来的には違うシステムになっていくのかと思います。

はい、どうぞ。

橋本委員 公文書館でそういうことが、残す記録として、ホームページのある時点時点全部で、何らかの媒体を使って残すというのは、そんなに難しい話ではないと思うんですが。

多賀谷会長 光ディスクのことですね。これも議案ではありませんので、そういう御意見が出たということで、よろしいでしょうか。

それでは最後に、本日傍聴されている方の発言を求めたいと思います。それでは挙手をして発言してください。

傍聴人（池上氏） 教育フォーラムちばの幹事長をしております池上と申します。今日の意見書を提出した者ですので、今日は関係者しか来ていないので、先ほど会長が発言に御注意ということでしたけれど、全然 OK だったんですけど。

多賀谷会長 いや、でもこれはホームページに載りますので。

傍聴人（池上氏） まず最初は、この意見書もざれ言から始まっていますので、ざれ言から始めますと、この意見書の最初の字の消し方なんですけど、皆さんは名前が出てますんで分かると思うんですけど、受けねらいで名前を付けていたので、これを消しちゃうと全然面白くないことになってしまうもので。でも、これは一応例え話なので、この名前を消しちゃうと、ここに「桃太郎」と書いても消さなきゃいけないことになっちゃうんじゃないかなという危惧はありますけれど、まあそれはざれ言として聞いてください。

それから 2 点目、意見書を提出しておいてこんなことを言うのは何ですが、結論は妥当だと思います、この会議の。推進会議と審査会の関係からすると、やはり踏み込むのは無理だろうとは思いますが、こちらは県民の皆さんというか、市民の代表の方もいらしております

し、こういうことがあるんだということを実際に見ていただく。それから審査会の学識経験者の方と違って、こちらにいらっしゃる学識経験者の方は、こんなような答申は書かないだろうと思っておりますので、信じて、この意見書を出させていただきましたんで、できればこれが裁判に行くときに、こちらにいらっしゃる弁護士の方に付いていただくと助かるんですけど。まあそれは冗談として。

一応こんなことがあって、細かくこの審査会の答申を読むと歪曲してるんですよ。作成したことがないという理由なのに、最後に保有してないというのは妥当であるというふうに言葉を変えちゃったりするんです。昔から、戦前までは、お上は無謬であると、間違いがないんだということですから、行政不服審査法というのは、こんなとこで偉そうに言う話でもないんですけど、行政にも間違いがあるんだと。で、間違ってもすぐ自ら直すんだということでもって、そういう決意でもってできた審査法だと思うんですけど、それがもう裁判しかないという状況まで逆行してるんですよ。追い込まれちゃってるんです。こんな審査会が付いちゃってると。

ですから、是非皆さんには情報公開、これによって、間違いだらけな行政が明らかになってるところで、それを誤ってるところをどんどん直すという方向のかたちにも力を貸していただければと思っております。今回の不正経理の問題なんかも、やはりこの間違いだらけの一つとして出てきたものだと思いますので、是非この推進会議の方で取り扱わないにしても、何らかの今後のアクションに活かしていただければと思っております。

それから今回の件は、先ほどもちょっと話が出てましたけど、議題にありました苦情の中の苦情の1番にも関連してしまっていて、あったもの、あるいはあるものがないと言ってしまうところ、あるものをないと言っちゃったら、情報公開制度なんて全く無意味になってしまいますから、そこのところはもう一度、この会議で慎重に検討していただければと思っております。

我々素人が考えると、文書番号が入っている文書がないということはありません。出してるはずなんです。文書番号が入っていないものが開示されるという方がおかしいと思うんです。素人というか、県民の立場から言えばですね。ですから、何かどうしてもおかしいなというふうに考えております。

先ほどの議論の中で、そういう文書の扱いについてということで、これは以前、実際に行政の方とお話ししたことがあるんですけど、校長会議とかで配る文書については、大量に印刷するんだから、あと1枚印刷して、プラス1印刷して、行政資料室に置いていてくださいと言っておきました。それは1回実現したんですよね。一杯配る文書についてはプラス1で印刷して、それを行政資料室に置くようにというなかたちもとれると思いますので、一つそれも行政の方で検討していただければと思います。

それから、電子決裁とかも進んでおりますので、そこにある情報については、素人考えなんですけど、県のサーバーに読取り専用のフォルダを作っておいて、文書番号の入ったものをそこに放り込んでおけば、パスワードがないと引っ張り出せないようなかたちになると思いますので、そんなに難しいシステムじゃないと思うんで、簡単にできるんじゃないかなとは思いますが、改ざんとかそういう心配はなくなると思うんです。

実際に、我々は教員をやったときに、生徒が提出用フォルダというのを作っておいて、提出したらもう自分から引き出せないようなフォルダを作っておいて、それを教員はもちろん見られるんですけど、直せないようにするというのをやったりしてましたので、そんなに難しいことではないと思います。専門家の方がいらっしゃるとは思いますので、そんなに偉そうに言えた立場ではないんですけど。

最後になりますけど、先ほどの意見書に添付しました答申の一つ進歩というか、いいところは、今までメモと言って出なかったものを、出さないというふうに一步進んだのかなとは思っております。それは先ほどから議題になっているかと思うんですけども、大体メモをメモと言って出さない。

校長の研修会か何かの Q&A というのがありまして、それで研修会用資料ですので Q の問題の方しか書いてないんです。で、A のほうが空欄になってるので、答えを請求したんです。そしたらないと。ないわけではないんですよ。研修会で説明してやってるわけですから。長い文章ですから絶対メモはあるわけなんです。そんなもの頭の中に全部入るわけではないので。説明してあるんですけども、それをないと言って。そういう状況ではやはり情報公開は進まないかなと思いますので、この答申のそういうところを活かして進めていったら、もっ

と透明性のある県政になるのかなと感じております。あとは中谷さん
にお願いします。よろしく。

傍聴人（中谷氏） 続いて発言いたします。やはり同じく教育フォーラムちばに所属し
ているし、その昔は、教育行政をただす会の代表をやっておりました。

今のことに入る前に、やはり長生きするといいことがあるなと思
いました。というのは、僕は今までこの委員の方々に対して、正直言っ
て若干不安を持っていたところがあります。それはどういうことかと
いうと、僕はずっとこの委員会ができてから傍聴してるんですけど
も、県民代表が3人いらっしゃる。それからそれぞれ業界というのか、
関係団体から選ばれた方が7人いらっしゃるということで、果たして
その委員の方が、自分の所属する団体の意向というのか、あるいはそ
れは経験を反映して、基づいて意見をおっしゃっているのかなと、僕
は今まで5年間聞いていて、3件しかないんです、残念ながら。

ところが同じ委員さんでも、芸名森田健作こと鈴木栄治さんが最近
慌てて作ったある会合では、堂々と数多くの方がその会合をリードさ
れていらっしゃるといようなことを考えたわけなんです。おやおや
と思ったこともあります。

ところが今日、この23ページを見まして、23ページの例の苦情部
会ですか、そのことに関して、2の(3)の終わりから4行目です。「実
際に調査に当たってみて、勉強しないとついていけないところがあ
る」と、こういったように、率直に御感想を述べられておるとい
うことで、やはり長生きしてよかったなど。ちょうど僕は今日73歳の誕
生日でしたので、やはり長生きするもんだと。皆さん方に感謝申し上
げたいと思います。これがまず一つ。

それから、今池上さんが言ったことと同じようなことを、実は先生
方に御相談するためにも今日来たわけなんです。それはどういうこと
かという、この会議資料の一番最後のところ、これはお役人様が、
教育委員会の教職員課の人事担当のAさんが、我々の教育フォーラム
ちばの執行委員長にあてた文書なんです。それがクローズだと。文書
がないということですね。

ところが、これは県議会で知事がしゃべったこと、いいですか、知
事がしゃべったこと文書も出てこないんですよ。それから、芸名森
田先生が後ろからもらうんです、答弁に詰まって。財政課長から、
こうやって手が挙がって、後ろからもらうんです。その文書も出して

くれと言っても出てこない。

さらに、当然議会答弁をやるに当たっては、議会答弁をするについてはレクチャーを受けますね、行政側から。そのレクチャーのときの行政側が持ち込んだ文書も、出せと言っても出てこない。このように行政側は、こと県議会に対しては、正に情報公開制度の根幹を踏みにじっていると、僕は言わざるを得ないと思う。

そこで、多賀谷先生はじめ皆さん方に、どうやったらいいんですかというのを相談しようかなと思ったんですけども、今日は時間がないから、一応頭の中に置いといてください。当然、異議申立てはやってあります。これが一つです。

それから、ちょっと事務局にお尋ねしますが、僕はこの2月の8日に、県議会議員と一緒に説明を受けたんですが、当局から受けたんだけど、総合計画について、何か3ヶ年目安とか、ちょっとわけがわからないんだけど、10年と3ヶ年スパンでやってるんだけど、その総合計画というものについて、情報公開に関してはどの程度述べられていますか。お尋ねします。

お答えがないようだから僕が言いますと、僕は少なくとも、「輝け！ちば元気プラン」という、千葉県総合計画案というやつ、これが案が取れてるはずなんです。あ、取れないか。議会にかけないと。これを見ても情報公開のが出てないんですよ。これはちょっと困ったなというようなこともあります。ところがほかでは出てるんですけどね。それはいいとして、是非また頑張ってもらいたいと思います。

それから今のことについては、情報公開が大事だということは、財政再建についてはしゃべってます。「千葉県行政改革計画・財政健全化計画」のところで、17ページにありまして、具体的な取組として、「公正・透明な行財政運営の確立」というところで、ア、イと分かれてイのところで、「県政情報の透明性等の向上」とあるんだけど、これは遺憾ながら財政のことを言ってるんですよ。一般のことを言っていないんですね。これは不正経理というものを頭の中に入れておいて作っておられてると思うんだけど、本家本元のところがないのは困るというようなことで、特に行政の担当当局に、これは強く要望しておきたいと思います。

それから、次にちょっと資料をお配りしたいと思いますので、よろしいですか。

今ホットな話題で、全国的に話題になっている不正経理に係る資料であります。それはさておき、情報公開条例第4条によりますと、「適正な請求」と、これは余分なお世話なんだけれども、それから「適正な使用」というのがありました。正に僕は適正な使用をここでしているなど思っております。

それで僕が、特に委員の先生方にも、前よくお願いしてたのは、委員になったら必ず自分の所属の自治体で、居住する自治体で開示請求をやってくださいと。そうしないと、情報公開そのものがわかりませんから。ということでお願いしてたんですけども、先ほど言いましたように、勉強しなくちゃいけないんだということにお気づきになっていただいているので、それはいいのかなと思っておりますけれども。

それでこれはどういうことかという、97年に、当時、教育行政をたす会というのが、僕が代表をしておりました。そこで開示請求をしたのが、第1ページの、下にページが打ってあります、「県オンブズ-1」と書いてあります。その1ページです。これは95年度のデータです。これが今大騒ぎになってるものなんです。現物はこれはB5ですけども、ちょっといろんな関係でA4に伸ばしました。いちいちこれを僕は説明しません。要するに県民が、非常に情報公開で大事なことは、お上が3年で廃棄しているものを、県民が大事に取っておけば役に立つということなんです。それをまた是非委員の皆さん方、特に公務員の皆さん方には御理解いただきたいと思えます。

それから右のところはこの「毎日」は、あと幾つかありますけれども、これは見るための参考資料ということでご覧いただきたいと思えます。

こういったことで、もう一つ僕が残念だったのは、一番最後のところ、「県オンブズ-6」というところがありますが、県民としての努めを果たすために、あんた方おかしなことやってるんじゃないか、今で言うと、不正経理の報告書で言うと、預けというやつです、プール金というやつですね。おかしなことをやってるんじゃないのということで、知事部局を始めとして、それから県教育委員会は全部、知事部局は各部の筆頭課に対して警告を発したわけです。これを後ろに付けて、おかしなことをやってるんじゃないですか、私たちは知ってるんですよというようなことをやった。ところが、これは97年だけど、依然としてやられてたんですね。それが今日のざまなんです。こういうこ

とで、情報公開のありがたさというのを、また御理解いただけたらと思っております。

それだけ言いまして、あとまだ一杯あるんですけども、時間がなくなりましたので、これで終わりにしますけれども。

それからもう一つありました。大変なことがありました。行財政改革で、審議会等の見直しを図るといようなことがあります。審議会等の見直しというのがありますので、そうすると、この審議会というのは、いくつか例えばほとんどやってないのもあるし。というようなことがあります。特に金がかからないようにということで、見直しが図られて、この大事な推進会議がなくなってしまうと、この推進会議はもともとあれでしょう、情報公開審査会から分離独立してますから、だからまた元のさやに戻れなんていうと大変なことになるというように、特に委員長、副委員長、多賀谷先生、それから菅野先生、行政とともに頑張ってもらいたいということをお願いしたいと。これで最後にいたします。以上です。

多賀谷会長

ありがとうございました。よろしいですか。

最後に事務局から何かございますか。

事務局（齋藤）

次回の開催につきましては、会長に御相談させていただきます。

多賀谷会長

はい、それでは長時間にわたりまして、皆様、御苦労さまでした。これもちまして、平成 21 年度第 2 回情報公開推進会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

会議録署名人

会議録署名人